

## 磐田市地域密着型サービスの基準等を定める条例及び施行規則の制定の概要

### 1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 37 号及び第 105 号）及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等一部を改正する法律」（平成 23 年法律第 72 号）の施行により、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正され、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた地域密着型（介護予防）サービス事業者の基準について、市町の条例で定めることとされたため、以下の条例を制定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行します。

なお、条例では、趣旨及び基本方針について定めることとし、具体的な基準内容は、条例から委任された規則において定めることとします。

#### 【制定する条例】

- ① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

#### 【制定する施行規則】

- ① 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
- ② 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則

### 2 基準の概要

#### (1) 基準の種別

これまで定められていた全国統一の基準につきましては、法令改正により、以下の基準種別に従って定めることとされています。

基準種別	基準の性格
従うべき基準	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。
標準	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。
参酌すべき基準	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

(2) 各基準は、次のとおり分類されています。

	①従うべき基準	②標準	③参酌すべき基準
人員基準	○従業員に係る基準及び当該従業者の員数		
設備基準	○居室の床面積 ○（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員	○利用定員 ※（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員を除く	○従うべき基準、標準以外の全て
運営基準	○事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者又は要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの		

### 3 条例及び施行規則の制定に関する磐田市の方針

基準事項のうち、「従うべき基準」及び「標準」とされるものについては、厚生労働省令の基準どおり定めます。

「参酌すべき基準」のうち、次の項目について、厚生労働省令を参酌した上で、同省令と異なる基準（独自基準）を定めることとします。その他の「参酌すべき基準」は、厚生労働省令と同内容の基準を定めます。

#### (1) 指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の居室定員

該当条例 該当施行規則	○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 ○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則
省令の基準	一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

本市の基準（案）	一の居室の定員は、1人とすること。ただし、プライバシーの確保に配慮したもので、地域の実情を踏まえ市長が必要と認めた場合は、4人以下とすることができる。
省令と異なる基準とする理由等	個人の尊厳やプライバシーの保持の観点から、新たに整備する居室は個室が望ましいため、「1人」を原則とするが、利用料の負担が大きく多床室へのニーズがあることを踏まえて、プライバシーの確保に配慮した場合は、多床室の整備を可能とする基準とする。

#### 4 施行期日

平成25年4月1日